

# 北九州市地域防災計画

災害対策編

## 目 次

### 第 1 章 総 則

第 1 節	計画の目的	1
第 2 節	北九州市防災会議	1
第 3 節	計画の基本的な考え方	3
第 4 節	計画の性格等	5
第 5 節	防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱	6
第 6 節	災害の想定	9

### 第 2 章 災害予防計画

第 1 節	風水害の予防	13
第 2 節	高潮災害の予防	15
第 3 節	地すべり（砂防）山くずれ等の災害予防	17
第 4 節	建築物等の災害予防	19
第 5 節	災害原因等の科学的調査	20
第 6 節	地震に強いまちづくりの推進	29
第 7 節	建築物の安全化	33
第 8 節	地盤災害の防止	34
第 9 節	災害通信の整備	35
第 10 節	業務継続性の確保	37
第 11 節	災害危険区域（箇所）調査及び事前指導	39
第 12 節	火災の防止	40
第 13 節	津波災害予防	42
第 14 節	海上災害予防	44
第 15 節	産業災害予防	46
第 16 節	都市型災害の予防	47
第 17 節	原子力災害予防	49
第 18 節	要配慮者利用施設対策	51
第 19 節	要配慮者支援体制の整備	53
第 20 節	防災知識等の普及	56
第 21 節	地域における自主防災体制の整備	59
第 22 節	企業防災の推進	61
第 23 節	防災訓練の実施	62
第 24 節	避難場所等の整備	64

第 25 節	こころのケア対策	67
第 26 節	災害ボランティア活動の環境整備	68
第 27 節	民間企業等による災害時地域支援	69
第 28 節	被害認定調査体制の強化	77
第 29 節	緊急通行車両等の事前届出	78
第 30 節	建築物及び宅地の危険度判定体制の強化	81

### 第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節	防災組織	83
第 2 節	防災体制	88
第 3 節	気象情報等の収集・伝達	89
第 4 節	災害通信	92
第 5 節	被害状況等の収集・伝達	93
第 6 節	災害の広報・広聴	95
第 7 節	水防	97
第 8 節	火災対策	98
第 9 節	津波対策	100
第 10 節	海上災害応急対策	104
第 11 節	農業関係災害対策	111
第 12 節	林野火災対策	113
第 13 節	石油コンビナート地帯災害対策	114
第 14 節	放射線及び化学災害対策	115
第 15 節	原子力災害対策	117
第 16 節	環境汚染に関する有害物質等の災害対策	119
第 17 節	地下埋設物事故防止対策	120
第 18 節	大規模事故対策	121
第 19 節	避難勧告等の実施、警戒区域の設定	122
第 20 節	避難者の受入れ対応	130
第 21 節	食糧供給	137
第 22 節	給水	140
第 23 節	物資供給	141
第 24 節	緊急物資流通対策	142
第 25 節	交通輸送	144
第 26 節	救出救急業務	150
第 27 節	医療・助産及び避難行動要支援者対策	153
第 28 節	応急住宅対策	157
第 29 節	下水道応急対策	158
第 30 節	市有建築物の応急対策	159
第 31 節	公共的土木施設応急対策	160
第 32 節	防疫	162

第 33 節	廃棄物の処理及び清掃	164
第 34 節	障害物の除去	166
第 35 節	行方不明者の捜索、遺体対策	167
第 36 節	警備対策	169
第 37 節	文教対策	170
第 38 節	労務供給	173
第 39 節	物価安定のための監視・要請	174
第 40 節	災害救助法の適用	175
第 41 節	被害認定調査の実施	177
第 42 節	自衛隊災害派遣要請	178
第 43 節	相互応援協力	183
第 44 節	民間団体協力要請	186
第 45 節	電力、ガス施設災害応急対策	187
第 46 節	通信施設災害応急対策	194
第 47 節	災害ボランティアとの連携	195

## 第 4 章 災害復旧・復興計画

第 1 節	災害復旧・復興体制	197
第 2 節	義援金の配分	197
第 3 節	弔慰金、見舞金等の支給	198
第 4 節	罹災証明書・被災証明書の交付	198
第 5 節	被災者生活再建支援法の適用	199
第 6 節	公共施設の災害復旧	199
第 7 節	災害復旧・復興に伴う国の財政援助確保	199
第 8 節	民間施設等の災害復旧・復興の助成及び租税の減免	200
第 9 節	復旧復興事業からの暴力団排除	200